

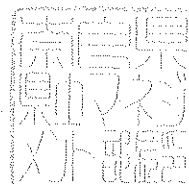


技 第 257 号

令和 3年 2月 26日

建設業関係団体の長 殿

奈良県 県土マネジメント部長



令和 3年 3月 から適用する公共工事設計労務単価及び
設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

本県においては、国土交通省と同様に、令和 3年 3月 1日以降に契約を行う工事及び業務のうち、旧労務単価（令和 3年 2月 28日以前適用単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって新労務単価（令和 3年 3月 1日以降適用単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、別添のとおり通知したところである。

貴団体におかれては、傘下の企業に対して、上記取扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和 3年 2月 19日付け国不入企第 34号）の趣旨にのっとり、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底をお願いします。



別 添

第一. 措置の内容

新労務単価^{※1}の決定に伴い、第二に定める工事等の受注者は、奈良県工事請負契約書第61条等の定めに基づき、旧労務単価^{※2}に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額（または業務委託料）の変更の協議を請求することができる。

※1 「新労務単価」：令和3年3月1日以降適用の労務単価、技術者単価（土木工事実施設計単価表等記載）

※2 「旧労務単価」：令和3年2月28日以前適用の労務単価、技術者単価（土木工事実施設計単価表等記載）

第二. 対象工事等

令和3年3月1日以降に当初契約を行った県土マネジメント部所管の工事請負契約及び委託契約のうち、旧労務単価を適用して設計額を算定しているもの。

第三. 請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額（または業務委託料）

$$= P_{\text{新}} \times (\text{当初請負額} / \text{当初発注者積算額}) \times (1 + \text{消費税率})$$

$P_{\text{新}}$ ：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された、変更発注者積算工事価格（または積算業務価格）